

高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十一日

藤末健三

参議院議長 江田五月殿



## 高速道路料金の引下げの経済効果等に関する質問主意書

政府は経済対策として、高速道路料金の引下げについて、地方部の休日上限千円は、特定インター間を乗り継いだ場合の乗継特例（大都市圏またぎ等）を除いて、三月二十八日から導入し、四月二十九日からは、大都市圏またぎ等についても、地方部は、通算で上限千円とした。この施策について以下質問する。

一 本対策により、四月二十八日までにETCの新規導入に対する助成は、対象の四輪車百十五万台に達したため締め切られたが、販売されたETCの売り上げのうち、ETCを管理・運営する道路システム高度化推進機構に納付されることになる金額はどの程度か、具体的に示されたい。

二 本対策の経済効果はどのようになっていくか、具体的なデータに基づき示されたい。また、事前の予測と比べてどのような状況にあるか、政府の見解を示されたい。さらに、本対策への評価について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

